

## 議案第8号

### 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第4条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「同項」を「同条」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月17日提出

幸手市長 木村純夫

#### 提 案 理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法及び学校教育法の引用条項の改正並びに主務大臣の変更並びに民法等の一部を改正する法律の施行に伴う懲戒権に関する規定の削除をしたいので、この案を提出するものである。